

## 宮古市子ども条例の条文検討時に寄せられた意見（全件）とそれらへの対応、条文への反映状況について

令和3年1月1日「宮古市子ども条例」が施行となりました。条例の制定にあたり、宮古市議会をはじめ、多くの皆様方からたくさんの意見をいただきました。それに対する市の考え方や条例への反映状況等について、公表いたします。

- いただいた意見の総数： 宮古市議会 10件、宮古市子ども子育て会議 2件、パブリックコメント 0件  
 市内中学校(生徒、教職員) 24件、市内高等学校(生徒、教職員) 23件 計 69件

検討時の条文の骨子	いただいた意見と市の考え方、対応	制定された条文
<p>前文</p> <p>本市における子どもと子育て家庭への支援（子ども支援）についての理念を示し、条例制定の経緯等を規定しながら、どのようなまちづくりを目指していくのかといった条例制定の趣旨を明らかにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮古の森・川・海の豊かな自然は、古くから伝わる宮古の宝であり、その自然に抱かれて育つ子どもも宝であること</li> <li>・豊かな自然環境と地域の愛情の中で子どもたちが健やかに成長することは、市民の願いであること</li> <li>・市民憲章に掲げるまちづくりを通じ、子どもの健やかな成長を全ての大人が力を合わせて支えること</li> <li>・これらを通じ、安心して子どもを産み育てることができる街 ふるさと宮古 の実現を目指していくこと</li> </ul>	<p><b>市議会</b></p> <p>前文あるいは条文のどこかで、子どもの権利について明示すべきである。例えば「児童の権利条約」又は「改正児童福祉法」の精神に基づき、子どもには権利があることを示してはどうか。</p> <p>↓</p> <p><u>条文の原案において「日本国憲法や児童の権利に関する条約、そして児童福祉法の理念に基づきながら、」としておりましたが、更に「子どもの権利を尊重しながら」をいう文言を加え「子どもの権利」を意識させる前文となるよう考慮します。</u></p>	<p>(前文)</p> <p>「森・川・海」がもたらす豊かな自然は、宮古の宝である。</p> <p>そして、その自然に抱かれ育つ子どももまたかけがえのない宝であり、未来への希望である。</p> <p>全ての子どもがこの豊かな自然環境と家庭や地域の愛情に包まれながら、夢と希望を持って健やかに成長すること、地域社会の一員としてふるさと宮古に愛着と誇りを持つことは、私たち市民の願いである。</p> <p>私たちは、日本国憲法や<u>児童の権利に関する条約</u>、そして<u>児童福祉法</u>の理念に基づき<u>子どもの権利を尊重しながら</u>、市民憲章に定めるまちづくりを通じて、子どもの健やかな成長を全ての大人が力を合わせて支えることにより、未来を担う子どもたちを安心して産み、育てることができるふるさと宮古の実現を目指し、ここにこの条例を制定する。</p>

第1章：条例全体に通ずる**原則的・基本的事項を規定**します。

	検討時の条文の骨子	いただいた意見と市の考え方、対応	制定された条文
<p>総則的規定</p>	<p>(第1条) 目的 この条例の目的を定めます。 宮古市における子ども支援（子ども及び子育て家庭への支援）についての基本理念を定め、市の責務及び保護者等の責務並びに市の施策の基本的事項を明らかにすることにより、前文に掲げた理念を実現することを目的とする。</p>		<p>(目的) 第1条 この条例は、子ども及び子育て家庭への支援についての基本理念を定め、市、保護者等及び学校等の責務並びに市の施策の基本的事項を明らかにすることにより、前文に掲げた理念を実現することを目的とする。</p>
	<p>(第2条) 定義 この条例の用語の定義を定めます。 (1) 子ども：市内に居住し、又は通勤し、通学し、通園し若しくは通所する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者  (2) 保護者：親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者  (3) 市民等：市内に居住し、通勤し、通学する者又は市内で市民活動若しくは地域活動を行う個人若しくは団体</p>		<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども 市内に居住し、又は通勤し、通学し、通園し、若しくは通所する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。  (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。  (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学する者又は市内で市民活動若しくは地域活動を行う個人若しくは団体であって、子ども以外のものをいう。</p>

	<p>(4) 学校等：学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所し若しくは利用する施設</p> <p>(5) 事業者：市内において事業を営む個人、法人又は団体</p>		<p>(4) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所し若しくは利用する施設をいう。</p> <p>(5) 事業者 市内において事業を営む個人、法人又は団体をいう。</p> <p>(6) 保護者等 保護者、市民等及び事業者をいう。 <b>（追加）</b></p>
--	--	--	--

<p>(第3条) 基本理念 子ども支援を推進する上での基本理念を定めます。</p> <p>(1) 子どもがいじめ、体罰、虐待及び差別に悩み、苦しむことがなく、安心、安全に生きていくことができるよう、<b>子どもの基本的人権が尊重されること</b></p> <p>(2) 子ども一人ひとりの多様性を尊重しながら、自らを大切に思う気持ちと他者を思いやる心を育み、<b>生きる力を身に付けることができるよう支援されること</b></p> <p>(3) 子どもが自らの発達段階に応じた学びや遊び等を通じて人間関係を育むことができ、<b>主体的に社会に参加することができるよう環境が整備されること</b></p> <p>(4) 子育てについての第一義的責任を有する保護者が、自信と生きがいを持って子どもと向き合い、<b>子どもの成長に伴う喜びを実感できるよう支援されること</b></p>	<p><b>子ども子育て会議</b></p> <p>こども条例第3条第3号の「学びや遊び」について「学びや遊び」とあるが、成長段階において幼児教育よりも先に遊びの中で成長を促すので「遊びや学び」の方がふさわしいのではないか？</p> <p>「発達段階に応じた…」と敢えていうのであれば遊びが先のように思う。</p> <p>↓</p> <p>●この場合の学びとは、学校教育や幼児教育という狭い範囲や学問のみを示すものではなく、幼稚園等の教育要領や保育指針等で示している発達段階よりも前の段階から、子どもは自ら学んでいると考えられます。</p> <p>「発達」の定義は、「受精の瞬間から死に至るまでの心身の構造や機能の変化の過程」(北樹出版:保育者のたまごのための発達支援理学より)とされ、母親の胎内にいる期間である胎生期から、赤ちゃんは母親の羊水を通して刺激を感じ、外界の音を聞き、光の明暗を感じ、出産後の新生児期にはさらに多くの刺激を通じて脳が発達していきます。この脳の発達こそ、赤ちゃんの「自らの学び」であり、その学びを更に後押しするのが「遊び」であると考えられます。</p> <p>●日本国憲法や教育基本法において、教育は権利として保障されています。</p> <p>●児童の権利に関する条約では、「教育を受ける権利」の後に、「休み、遊ぶ権利」があります。</p> <p>以上の理由から、学びの方が先に来るべきと考えます。</p> <p>「学び」とは学校教育や幼児教育など学問等を学ぶことや教えること(教わること)のみを示すものではなく、子ども自らが外界からさまざまなことを感じ学んでいく成長発達のことをさし、その学びを助長するのが遊びであると捉えています。→<b>原案のとおり「学びや遊び」とします。</b></p>	<p>(基本理念) 第3条 子ども及び子育て家庭への支援は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されなければならない。</p> <p>(1) 子どもがいじめ、体罰、虐待及び差別に悩み、苦しむことなく、安全で安心して生きていくことができるよう子どもの基本的人権が尊重されること。</p> <p>(2) 子どもが自らを大切に思う気持ち及び互いに支え合うことのできる心を育み、一人ひとりの多様性を尊重し、生きる力を身に付けることができるよう支援されること。</p> <p>(3) 子どもが自らの発達段階に応じた学び又は遊びを通じて、豊かな人間関係を育み、主体的に社会に参加することができるよう環境が整備されること。</p> <p>(4) 保護者が自信と生きがいを持って子どもと向き合い、子どもの成長に伴う喜びを実感できるよう支援されること。</p>
---	--	--

第2章：子どもに関わる取組みの主体の**それぞれの責務**事項について規定します。

	検討時の条文の骨子	いただいた意見と市の考え方、対応	制定された条文
責務規定	<p>(第4条) 市の責務 市の責務について規定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念に基づき、子ども支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施する。</li> <li>・子ども支援に関する施策を実施するため、予算の範囲内において、財源を確保する。</li> </ul>	<p><b>市議会</b></p> <p>「予算の範囲内において」という言い方は消極的な印象を受ける。より積極的な姿勢を示すために、以下の表現とすべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども支援に関する施策を実施するため、必要な財源を確保する。</li> </ul> <p>↓</p> <p>予算には限りがあることからこのような表現としましたが、今後も「子ども、子育ての支援」は、市の重要施策であることには変わりありません。 <b>→市の姿勢を示すことが必要であることから、適切な表現に改めます。</b></p> <p><b>中学校</b></p> <p>第4条</p> <p>「予算の範囲内において、財源を確保する。」とあるが、この条例の目的の達成のために、特別な予算措置をしたほうが良いのではないかと。</p> <p>↓</p> <p>→この条例で直接的に行う事業は広報、啓発であり、その他の具体的な施策は、宮古市総合計画やそれに基づく各種計画の中で計画され、予算措置されることとなります。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、子ども及び子育て家庭への支援に関する総合的な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 市は、子ども及び子育て家庭への支援に関する施策を実施するために<b>必要な財政上の措置を講ずるものとする。</b></p> <p>3 市は、保護者等及び学校等がそれぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行うものとする。(追加)</p>

<p>(第5条) 保護者の責務</p> <p>保護者の責務について規定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭が子どもの心身の成長や人格の形成に基本的な役割を担うことを認識し、愛情をもって子どもを育てるようにする。</li> <li>・子どもの自己肯定感を育むとともに、子どもが家庭において心身ともに安らかに過ごすことができるようにする。</li> <li>・子どもが豊かな人間性及び基本的な生活習慣を身に付けることができるようにする。</li> </ul>	<p><b>高等学校</b></p> <p>子どもの良い成長には、保護者の関わり方が大切になってくると思うので、それについて詳しくまとまっています。</p> <p>↓</p> <p><b>→ご意見として承ります。</b></p>	<p>(保護者の責務)</p> <p>第5条 保護者は、家庭が子育てについての第一義的責任を有すること並びに子どもの心身の成長及び人格の形成に基本的な役割を担うことを認識し、愛情を持って子どもを育てるよう努めるものとする。</p> <p>2 保護者は、子どもの自己肯定感を育むとともに、子どもが家庭において心身ともに健やかに過ごすことができるよう努めるものとする。</p> <p>3 保護者は、子どもが豊かな人間性及び基本的な生活習慣を身につけることができるよう努めるものとする。</p>
<p>(第6条) 市民等の責務</p> <p>市民等の責務について規定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会が子どもの豊かな人間性及び社会性を育む場であることを認識し、子ども支援に関する施策や取組みに参加、協力をする。</li> </ul>	<p><b>市議会</b></p> <p>市民等が子育てに協力する方法は、市の施策や取組みに参加、協力をするだけではない。子どもが安全、安心に暮らせるよう、地域社会の人々が声掛けや見守りに努めることを責務として記載するべきと考える。</p> <p>↓</p> <p><b>地域社会が子どもの成長を見守ることは、地域に暮らす一員として認められている体験にもつながり、大切なことと考えます。</b></p> <p><b>→地域での見守りについて表現するよう考慮します。</b></p>	<p>(市民等の責務)</p> <p>第6条 市民等は、地域社会が子どもの豊かな人間性及び社会性を育む場であることを認識し、<b>子どもが安全で安心して健やかに育つことができる環境づくり</b>に努めるものとする。</p> <p>2 市民等は、子ども及び子育て家庭への支援に関する施策及び取組みに参加し、及び協力するよう努めるものとする。</p>

		<p><b>高等学校</b></p> <p>「子どもの豊かな人間性や社会性を育む」とあるが、そのような誰とでも仲良く接しなければならないという、一種の暗黙の了解的な当てつけ自体が、子どもたち本人の生活を意図せず縛りつけていないか。</p> <p>↓</p> <p>→豊かな人間性や社会性を育む＝誰とでも仲良く接することを強要するものではないと考えます。多様性の尊重と、意見表明や主体的な活動の支援について条文中で表す予定です。→第3条基本理念において表記</p> <p><b>高等学校</b></p> <p>もう少し表現を強めた方が協力してくれると思う。</p> <p>↓</p> <p>→条文作成の参考とします。</p>	<p>第3条抜粋</p> <p>(2) 子どもが自らを大切に思う気持ち及び互いに支え合うことのできる心を育み、一人ひとりの多様性を尊重し、生きる力を身に付けることができるよう支援されること。</p>
	<p>(第7条)</p> <p>学校等の責務</p> <p>学校等の責務について規定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもがその成長及び発達に応じて、主体的に学び、育ち、社会において主体的に生きることができるよう支援する。</li> </ul>	<p><b>市議会</b></p> <p>子どもが自らを権利の主体として自覚し、そのようにふるまえるようになるため、子どもの権利についての教育を推進することを責務とすべきである。</p> <p>↓</p> <p>子どもが自らの権利等について知ることは、自分とともに他人を尊重するうえでも大切なことと考えます。</p> <p>→子ども以外であっても子どもの権利を知ることは必要であり、広報、啓発(第23条)の中で表現するよう考慮します。</p>	<p>(学校等の責務)</p> <p>第7条 学校等は、子どもがその成長及び発達に応じて、主体的に学び、育ち、及び生きる力を身につけることができるよう必要な支援に努めるものとする。</p> <p>2 学校等は、その施設内におけるいじめ、体罰、虐待及び差別から子どもを守り、子どもの安全及び安心を確保するよう必要な支援に努めるものとする。</p> <p>第23条 市等は、全ての市民が<b>子どもの権利</b>並びに子ども及び子育て家庭への支援に関する理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。</p>

		<p><b>高等学校</b></p> <p>子どもの教育において、学校が重要な役割を担っていると思う。しかし、今は教師への負担が大きすぎると思うから、子どもの支援をするうえで、<b>学校への支援も必要だ</b>と思う。</p> <p>↓</p> <p>→市の役割として<b>学校への支援も当然必要であると認識</b>しています。条文への表現について考慮します。→<b>第4条市の責務に表記</b></p> <p><b>中学校</b></p> <p>人格の形成を目指し、心身ともに健康に生きることができるよう支援する。など、教育基本法の記事を活かしてみてはどうか。</p> <p>↓</p> <p>→<b>条文作成の参考とします。</b></p>	<p><b>第4条抜粋</b></p> <p>3 市は、保護者等及び<b>学校等がそれぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行うものとする。</b></p>
	<p>(第8条) 事業者の責務 事業者の責務について規定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する理解を深める。</li> <li>・労働者が仕事と子育ての両立が可能となるよう、雇用環境を整備する。</li> <li>・労働者が仕事と生活の調和について考える機会を提供する。</li> </ul>	<p><b>市議会</b></p> <p>ここで想定されている「事業者」は、子育て中の親を雇用する者という前提で書かれているが、本条例の対象となる「子ども」が事業者にも雇用される場合もあると考える。労働者の権利は労働基準法などの労働関係諸法に詳しく書かれているが、本条例で規定する「子ども」が労働者として働く場合について、改めて本条例で書くべきことはないか、整理してほしい。</p> <p>↓</p> <p>雇用される側である子どもについては、年少者の雇用として労働基準法や最低賃金法をはじめ、労働安全衛生</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第8条 事業者は、その雇用する労働者が仕事と子育ての両立を可能とすることができるよう、子育てに関する理解を深め、雇用環境の整備並びに仕事及び生活の調和について考える機会の提供に努めるものとする。</p> <p><b>2 事業者は、子どもを雇用するときは、関係法令を遵守するとともに、地域社会の一員としての育成に努めるものとする。(追加)</b></p>

		<p>法、労働者災害補償保険法等により守られておりますが、雇用される子どもを守る視点は大切であると考えます。</p> <p>→雇用される側の子どもについての項を追加します。</p> <p><b>中学校</b></p> <p>雇用環境をどのように整備するのか。</p> <p>子育てに関する理解を深めるためにはどのようなことをするのか。子育てに対する考え方は、人それぞれであり、それによって子育てをしながらの仕事のしやすさは変わってくると思う。会社側が子育てする人に対して、どのように接していくかが課題になると思う。</p> <p>↓</p> <p>→具体的な施策は、宮古市総合計画やそれに基づく各種計画の中で計画されることとなります。</p> <p>→ご意見として承ります。</p> <p><b>中学校</b></p> <p>学校と保護者がひとつになって子どもたちを育てていくことが健全育成のために最も重要である。一方、現在は共働きが多く、保護者の学校活動への参加(学校行事、PTA 行事等)が難しい状況である。事業者の方にも PTA 活動の趣旨を理解していただき「仕事と家庭生活(子育て)との調和」に努めていただければと考える。</p> <p>↓</p> <p>→条文作成の参考とします。</p>	
--	--	---	--

	<p>(第9条) 協力及び連携 子どもに関わる主体の協力と連携について規定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市、保護者、市民等、学校等及び事業者は、互いに協力、連携しながら子ども支援を行う。</li> </ul>		<p>(協力及び連携) 第9条 市、保護者等及び学校等(以下これらを「市等」という。)は、相互に協力し、かつ、連携して、子ども及び子育て家庭への支援に努めるものとする。</p>
<p>第3章：市が行う事業の基本的な方向性について規定します。</p>			
	検討時の条文の骨子	いただいた意見と市の考え方、対応	制定された条文
実体的規定	<p>(第10条) 安全かつ安心な環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが犯罪や交通事故、有害環境等の被害から守られ、安全かつ安心に暮らすことができる環境づくりを進める。</li> </ul>	<p><b>高等学校</b> 具体例を入れた方が良いと思う。(不登校見守り、不審者情報等) ↓ →条例を広報する際、現在ある支援について知らせるよう考慮します。</p> <p><b>中学校</b> さまざまな個所での道路の開通で車通りが多くなり信号が必要などがあると思う。通学路や人通りの少ない所に街灯を設置するなど、子どもだけではなく、市民の安全を守るために、このような環境づくりをして欲しい。 ↓ →ご意見、ご要望として関係課に伝えます。</p>	<p>(安全で安心な環境づくりの推進) 第10条 市は、子どもが犯罪、交通事故及び有害環境による被害から守られ、安全で安心して暮らすことができる環境づくりを推進するために必要な施策を講ずるものとする。</p>

<p>(第11条) 相談支援体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども及び子育てに関する問題について、安心して相談をすることができる総合的な相談体制を充実させる。</li> <li>子どもが抱える様々な悩みに対して、子どもが自ら安心して相談することができる機会を確保する。</li> </ul>	<p><b>市議会</b></p> <p>相談支援体制を「総合的」と表現しているが、相談機関には、公正で中立的な視点が必要と思われることから、「第三者による」「中立的な」といった表現も加えるべきと考える。</p> <p>↓</p> <p>総合的な相談体制とは、相談を全て一か所で行う総合窓口ではなく、さまざまな相談機関が連携、協力しながら被相談者を支え寄り添う体制のことを指します。相談は、仲裁や判定をするものではないことから「第三者」が「中立的な」立場で、物事の良し悪しを決めるものではありません。</p> <p>相談機関は必然的に「第三者」であり、被相談者(子ども及び子育て家庭)に寄り添った立場で相談を受けることになります。</p> <p>→原案のとおりとします。</p> <p><b>高等学校</b></p> <p>子どもが抱える悩みを安心して相談することは難しいことだと思うので、市だけでなく、家庭や学校にもそのような取り組みが必要だと思う。</p> <p>相談することが嫌だと思う人に対して、どのような取り組みが必要なのかを考えていただけるとうれしい。</p> <p>↓</p> <p>→前段: 保護者の責務及び学校の責務の中に含めるよう考慮します。(第5条保護者の責務 第7条学校等の責務)</p> <p>→後段: 今後の事業実施の際の参考とします。</p>	<p>(相談支援体制の整備等)</p> <p>第11条 市は、子どもに関する問題について、安心して相談することができる総合的な相談体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 市は、子どもが抱える様々な悩みに対して、子どもが安心して相談することができる機会を確保するために必要な施策を講ずるものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第5条、第7条抜粋</p> <p>第5条 保護者は、家庭が子育てについての第一義的責任を有すること並びに<b>子どもの心身の成長及び人格の形成に基本的な役割を担うことを認識し、愛情を持って子どもを育てるよう努めるものとする。</b></p> <p>2 保護者は、<b>子どもの自己肯定感を育むとともに、子どもが家庭において心身ともに健やかに過ごすことができるよう努めるものとする。</b></p> </div>
---	--	---

			<p>第7条 学校等は、<b>子どもがその成長及び発達に応じて、主体的に学び、育ち、及び生きる力を身につけることができるよう必要な支援に努めるものとする。</b></p>
	<p>(第12条) 障がいのある子ども等に関する取組み ・障がいのある子ども及び発達上の支援が必要な子どもの健やかな成長と社会参加の促進を図る。</p>	<p><b>高等学校</b> いわゆる障がいを持った子どもや世間に未だに理解が薄いLGBTを抱えた子どもたちと、いわばノーマルな子どもたちとの関係構築について、どのように考えているか。 ↓ →障がいの有無や多数派と少数派というような区別をするのではなく、全ての人間はそれぞれちがう多様性を持った存在と考えます。第3条基本理念において多様性の尊重を掲げています。</p> <p><b>高等学校</b> 障がいのある子ども及び発達上の支援が必要な子どもが生活しやすくなるように県・事業者と連携しサービスの拡充を図る。 ↓ →今後の事業実施等の参考とします。限られた地域社会基盤の中でサービスの充実を図るには、県や関係機関、事業者と連携が必須であると考えています。</p>	<p>(障害のある子ども等への支援) 第12条 市は、障害のある子ども及び発達上の支援が必要な子どもの健やかな成長及び社会参加を促進するために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p><b>第3条抜粋</b> (2) 子どもが自らを大切に思う気持ち及び互いに支え合うことのできる心を育み、一人ひとりの<b>多様性を尊重し</b>、生きる力を身に付けることができるよう支援されること。</p>

<p>(第 14 条)</p> <p>いじめ及び体罰の防止等に関する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者、市民等、学校等及び事業者と連携し、いじめ及び体罰から子どもを守るよう取り組む。</li> </ul>	<p><b>高等学校</b></p> <p>最近、児童によるいじめや自殺が増えているので、これらに関するものを複数作っても良いと思う。</p> <p>↓</p> <p>→政策の中で検討していきます。</p> <p><b>高等学校</b></p> <p>いじめ、体罰から子どもを守るとあるが、市としての具体化された方策はどのようなものか。また、それに則したコールセンター等は適切に機能しているのか。</p> <p>↓</p> <p>→条例を広報する際、現在ある支援について知らせるよう考慮します。</p> <p><b>中学校</b></p> <p>いじめは困っている子を守るだけでは解決できません。周りの人たちがいじめは絶対してはいけないという考えにならなければ、無くならないと思う。ですから、学校と連携し、いじめなどについての講演会やセミナーを小中高関係なく実施して、いじめは個人の問題ではないという考えが皆の心にあるようにして欲しい。(いじめだけでなく、障がいなど様々なことについても知る必要があると思う。)</p> <p>↓</p> <p>→ご意見、ご要望として関係課に伝えます。また、今後の事業実施の際の参考とします。</p>	<p style="text-align: right;">※第 13 条と第 14 条を入れ替え</p> <p>(いじめ及び体罰の防止等)</p> <p>第 13 条 市は、保護者等及び学校等と連携し、いじめ及び体罰から子どもを守るために必要な施策を講ずるものとする。</p>
--	--	---

<p>(第 13 条) 虐待の予防等に関する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもへの虐待の予防と早期発見、その他子どもに対する虐待をなくすよう取り組む。</li> <li>・虐待を受けている子ども又はそのおそれがある子どもに対し、一人ひとりに寄り添って迅速に対応する。</li> </ul>		<p style="text-align: right;">※第 13 条と第 14 条を入れ替え</p> <p>(虐待の予防等)</p> <p>第 1 4 条 市は、子どもへの虐待を予防し、並びに虐待を受けている子ども及びそのおそれがある子どもを守るために必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p>(第 15 条) 不登校及びひきこもりに関する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者、市民等、学校等及び事業者と連携し、不登校及びひきこもりに関する問題解決に取り組む。</li> </ul>	<p><b>高等学校</b></p> <p>「不登校及びひきこもりに関する問題解決に取り組む」とあるが、不登校やひきこもりを問題としてとらえるよりも、学校に行けなくなってしまった生徒が将来活躍するためのサポートがあったらいいと思った。学校に行くのが一番いいと思うが、無理に学校に行かせるのではなく、多様な形を認めていけたらいいと思う。</p> <p>↓</p> <p>→ご指摘のとおり「問題」という表現はふさわしくないことから、適切な表現となるよう考慮します。</p> <p><b>高等学校</b></p> <p>「問題解決」といっても、その子どもによると思う。全ての不登校児やひきこもりが、いじめや虐待によって、そうってしまった訳ではない。(例えば、プロのゲーマーやアーティストを目指して学校に行く間を惜しんでいたり、意味を見出せずにいる子どもなど)</p> <p>子ども自らが望んで義務教育を受けないことを選択した場合、それを尊重するか否か</p>	<p>(不登校の子ども及びひきこもりの子どもへの支援)</p> <p>第 1 5 条 市は、保護者等及び学校等と連携し、不登校の子ども及び<b>ひきこもりの子どもを支援するために必要な施策を講ずるものとする。</b></p>

		<p>↓</p> <p>→子どもは教育を受ける権利を持っており、同時に大人は子どもに教育を受けさせる義務を負っています。これは日本国憲法によって定められているものです。自分の目的達成のために努力することは素晴らしいことですが、そのための最低限の知識や規範を学ぶ場が義務教育です。ただし、義務教育の場は学校だけではありません。教育機会の場については、教育機会確保法により支援制度が広がりつつあります。適応指導教室や別室での学習、オンライン授業などの場が考えられます。</p> <p>日本国憲法第 26 条</p> <p>すべての国民は、法律に定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。</p> <p>すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。</p> <p><b>高等学校</b></p> <p>問題解決とは、登校支援のことを指しているのか。また、そうでないのなら子どもに対してどのような教育機会を検討するつもりなのか。</p> <p>↓</p> <p>→登校支援をもって問題解決とは考えておりません。そのような状態に至った背景や気持ちに寄り添うことから始まるものと考えます。教育の機会については、教育機会確保法により支援制度が広がりつつあります。</p> <p>→条例を広報する際、現在ある支援について知らしめるよう考慮します。</p>	
--	--	---	--

		<p><b>高等学校</b></p> <p>「保護者、市民等、学校等及び事業者と連携し、不登校及びひきこもりに関する問題解決に取り組む。」とあるが、不登校とひきこもりの違いとその判断基準はどのようなものであるのか。</p> <p>また、どのような問題をどのように解決したら、解決したと言えるのか。</p> <p>↓</p> <p>→不登校と引きこもりの定義については、文部科学省及び厚生労働省において次のように定義づけています。</p> <p>不登校: 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席したもののうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの</p> <p>引きこもり: 様々な要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、就労、家庭外での交遊)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形で外出していてもよい)</p> <p>→そのような状態に至った背景や気持ちに寄り添うことから支援が始まるものと考えており、解決の形はひとりひとり違うものと考えます。</p>	
	<p>(第 16 条)</p> <p>経済的に困難な家庭の子どもに関する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることのないよう、経済的に困難な家庭の子どもが健やかに成長できるよう支援する。</li> </ul>	<p><b>中学校</b></p> <p>保護者に雇用状況や就業情報を提供するなど、就業しやすくなるよう支援する。</p> <p>↓</p> <p>→ご意見として承ります。</p>	<p>(経済的に困難な家庭の子どもへの支援)</p> <p>第 16 条 市は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的に困難な事情にある家庭に生まれ育った子どもが健やかに成長できる環境を整備する</p>

			ために必要な施策を講ずるものとする。
(第17条) 全ての子どもへの適切な支援 ・全ての子どもに対し、その状況に応じて適切に支援する。	<b>高等学校</b> どのような支援があるのか明記して欲しい。 ↓ →条例を広報する際、現在ある支援について知らしめるよう考慮します。	(全ての子どもへの適切な支援) 第17条 市は、第10条から前条までに定めるもののほか、全ての子どもに対し、その状況に応じた適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。	
(第18条) 子育て家庭に関する取組み ・保護者、市民等、学校等及び事業者と連携し、子育て家庭に対し必要な支援を行うとともに、保護者が安心して子どもを育てることができるよう環境を整備する。 ・市民が安心して子どもを産み、育て、子どもが健やかに成長することができるよう、妊娠、出産、その後の成長段階に応じて支援する。		(子育て家庭等への支援) 第18条 市は、保護者等及び学校等と連携し、子育て家庭に対し必要な支援を行うとともに、保護者が安心して子どもを育てることができる環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。 2 市は、市民の妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。	
第4章：市及び関係者が行う <u>まちづくりの方向性</u> について規定します。			
	検討時の条文の骨子	いただいた意見と市の考え方、対応	制定された条文
実体的規定	(第19条) 情報の提供 市、保護者、市民等、学校等及び事業者は ・自らが行う子ども支援に関する取組等について、子ども自身が理解を深	<b>市議会</b> 末尾を「努める」で締めくくっているが、努めることはある意味当然なので、そこを抜いて「わかりやすく伝えることとする」などの表現でよいと考える。 ↓	(情報の提供) 第19条 市等は、子ども及び子育て家庭への支援に関する施策等について、子どもに分かりやすく伝えるよう努めるものとする。

<p>めることができるよう、わかりやすく伝えるよう努める。</p>	<p>条例全体の中で、市が行うべきものは「するものとする。」、市以外が行うべきものは「努めるものとする。」と表記を統一しています。 →市以外の実施者を含んでいるので、原案のとおりとします。</p>	
<p>(第20条) 意見表明及び社会参加の促進 市、保護者、市民等、学校等及び事業者は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが社会の一員として自分の考えや意見を表明し、社会に参加する機会を設ける。</li> <li>・子どもの考えや意見を尊重し、子どもの主体的な活動を支援する。</li> </ul>	<p><b>高等学校</b> ここで示されている「子ども」とは、具体的に何歳以上と考えているのか。 ↓ →第2条で次のように定義しています。 子ども 市内に居住し、又は通勤し、通学し、通園し若しくは通所する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p>	<p>(社会参加の促進等) 第20条 市等は、子どもが社会の一員として自分の考え又は意見を表明し、社会に参加する機会を設けるとともに、その考え及び意見を尊重し、子どもの主体的な活動を支援するよう努めるものとする。</p>
<p>(第21条) 体験の充実及び居場所の設置 市、保護者、市民等、学校等及び事業者は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発達の過程や状況に応じた多様な遊びや体験のできる機会を提供する。</li> <li>・子どもが安心して過ごすことができ、遊んだり、学んだり、活動したり文化に触れることができる場所を設ける。</li> </ul>	<p><b>高等学校</b> 新しく設けるのも大切だと思うが、今ある公園なども整備して欲しい。 ↓ →ご要望として関係課に伝えます。</p> <p><b>高等学校</b> とても良い取り組みだと思う。 特に宮古市は地震や津波が多いので、もしものための体験施設や環境を整えられれば良いのではないかと思う。 また、崎山貝塚の知名度も低く、館内も暗めの空間の所があり、小さい子どもにとっても私たちにとっても怖い</p>	<p>(体験の充実及び居場所の設置) 第21条 市等は、子どもの発達の段階又は状況に応じた多様な遊び及び体験のできる機会の提供及び充実に努めるものとする。 2 市等は、子どもが安心して過ごし、学び、遊び、活動し、及び文化に触れるために必要な場所を設けるよう努めるものとする。</p>

印象が残ってしまい、行きたくないと思ってしまう。そこを改善して欲しい。

↓

→ご意見ご要望として関係課に伝えます。

#### 高等学校

遊びや体験の充実と居場所を作るに関して、おそらく公園などの施設の充実だと思うが、仮設住宅などがあった場所を公園にして子どもの遊び場所を増やすのは良いと思うが、住宅街に公園があっても、近隣に配慮しながらだと子どもも遊びづらいだろうから、広場などに作るべきだと思う。家から公園に近いというメリットもあるが、それ以上にデメリットが強いと自分は思う。

↓

→ご意見、ご要望として関係課に伝えます。

#### 中学校

公園の整備を充実させた方が良いと思う。また、どんな子でも遊べる遊具が適切だと思う。数か所にそのような公園があると、子どもにとっても、子育てする人にとってもふさわしいのではないか。

↓

→ご意見、ご要望として関係課に伝えます。

<p>(第 22 条) 環境の保護 市、保護者、市民等、学校等及び事業者は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かで美しい自然環境が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、その環境を守り育てる。</li> </ul>		<p>(環境の保護) 第 2 2 条 市等は、豊かで美しい自然環境が子どもの成長及び発達に大切であることを認識し、その環境を守り育てるよう努めるものとする。</p>
<p>(第 23 条) 広報及び啓発 市は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども支援についての理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行う。</li> </ul>	<p><b>市議会</b> 子どもの権利についてもまだまだ周知が必要なことから、下線部を「子どもの権利及び支援について」とした方がよいと考える。 ↓ 子どもの権利を知らしめることは大切なことと考えます。 →子どもの権利について含めるとともに学校での取り組みも含めた表現となるよう考慮します。</p> <p><b>高等学校</b> 様々な理解を得るには、広報や啓発のような活動のみでは難しいと考えるが、市の見解としては、何か指針はあるのか。また、広報のためのメディアとして何を考慮しているのか。それは大人に行き渡るものであるか。 ↓ →今後の事業実施の際の参考とします。</p>	<p>(広報及び啓発) 第 2 3 条 市等は、全ての市民が<b>子どもの権利</b>並びに子ども及び子育て家庭への<b>支援に関する理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。</b></p>

その他 全般にかかわること等	
いただいた意見	市の考え方、対応等
<p><b>市議会</b></p> <p>理念条例が新たに制定されることで、これまでの既存の計画が、本条例の理念を適切に反映しているかという視点が出てくる。当局においてはそうした観点から、既存の計画等の再点検や運営改善がなされるよう、しっかりとした体制作りを行ってほしい。</p> <p><b>市議会</b></p> <p>本条例の理念が子どもたち自身にいきわたるよう、条例に関するチラシや冊子の作成・配布、あるいは条例の用字・用語への配慮といった、普及啓発のための措置を講じてほしい。</p> <p><b>子ども子育て会議</b></p> <p>子どもの育成を取り巻く児童相談の分野は、大きく分けて①養護(生活困窮、虐待)、②障がい、③非行、④健全育成(不登校、性格行動等)となっている。</p> <p>条文中、経済困窮(16条)、障がい領域(12条)の課題があったが、今回、虐待(第13条)、いじめ・体罰(14条)、不登校(15条)が盛り込まれたが、「非行問題への支援」も盛り込むことを検討してはどうか。</p> <p><b>高等学校</b></p> <p>第3条、第5条など</p> <p>～支援する。～できるようにする。などの表現が多く、支援するなら、どのようなものにするかなど、なるべく早く決めるべきであると思う。具体例が欲しい。</p>	<p>→条例の制定にあたり経営会議において条例の趣旨は伝えているところであり、条例制定後、更に既存計画等の点検や改善を行っていくよう考慮します。</p> <p>→条例の条文について「ですます調」とすることも検討しましたが、通常使われている文体の方が、誤解が少なく意味をはっきり伝えられる表記であること及び市の既存の例規とのバランスから、「である調」で条文を構成することとしました。</p> <p>ただし、条例の広報に当たっては、文体や表現を読み替えるなど、分かりやすく伝えられるよう考慮します。</p> <p>非行という具体的な言葉は使っていないが、第10条において健全育成のための安全で安心な環境づくりを、第17条において全ての子どもへの支援を、第18条において子育て家庭への支援を掲げており、非行防止や非行を犯してしまった子どもへの支援、非行を犯してしまった子どものいる家庭への支援がこれに含まれるものです。</p> <p>また、第6条の市民等の責務のなかに、子どもの成長を見守ることを加えました。</p> <p>→原案のとおりとします。</p> <p>→具体的な施策は、宮古市総合計画やそれに基づく各種計画の中で計画されることとなります。また、現在ある支援については、条例を広報する際、知らせるよう考慮します。</p>

高等学校

第4章(まちづくりの方向性)について

歩道の設置や信号の設置などの(交通安全)機能づくりについても書いてはどうか。

→安全、安心な環境づくりとして条文中に考慮します。

高等学校

宮古市には、野球などができるほど広い公園が少ないように感じる。子どもの健康を増進させるという目的で施設(公園など)の運営の一部を市が担うのはどうだろうか。(広くても有料の場合がほとんどで、無料で使える広い公園はほんの一部だと思う。)

→ご意見、ご要望として関係課に伝えます。

中学校

部活にそんなに来ていない人がいるので、もっと制度を厳しくしたら良い。

→ご意見として承ります。

中学校

学校関係者(専門職)との吟味が必要。トップダウンでは、漏れが出ると思われる。

→ご意見として承ります。なお、条例の内容の検討の際に、学校関係者を含む子ども子育て会議の委員の方々に審議していただいております。

中学校

宮古市子ども条例を実現されることで、子どもの可能性を広げられるととてもいい案だと思う。

→ご意見として承ります。

子ども条例に基づいて取り組んだ事の開示は、いつ、どのようにしてされるのか。また、具体的にどのような取り組みを行うのかを詳しく知りたいと思う。

→具体的な施策は、宮古市総合計画やそれに基づく各種計画の中で計画されこととなります。また、現在ある支援については、条例を広報する際、知らせるよう考慮します。

中学校

この条例を具現化する際に、外部の意見を聞くような機関を設置する必要があるのではないかと。ただ、市では様々な委員会や審議会が多く、参加者が重複することも多く、課題とされておりますが。

→ご意見として承ります。なお、条例の内容の検討の際に、学校関係者を含む子ども子育て会議の委員の方々に審議していただいております。

中学校

宮古市子ども条例の制定は、良いことだと思う。

他市町村も、宮古市も「少子化」が大きな課題となっている。子育てしやすい環境づくり、若者定住に向けての魅力ある街づくり、企業誘致などでの就業環境の向上などの

→ご意見として承ります。ご協力をお願いします。

施策に力を入れて欲しい。

学校としても、中学生に故郷の良さを伝えること、中学生が力を入れている活動の様子を発信することなど、協力していきたい。

#### 中学校(11件)

- ・市が行う事業は、子どもを守り、状況に応じて支援していることがわかった。
- ・いじめがなくなるようにちゃんとして欲しい。
- ・実際の活動で力を入れているところを知りたい。
- ・子どもが遊べる場所や施設を増やして欲しい。
- ・宮古市がさらに良くなって安全に過ごせるようになるのはいいと思った。
- ・子育てを支援するために、学校や市民等の責務が具体的でわかりやすかった。
- ・子どもにとっても親にとっても、安全安心に暮らせるような条例があり良いと思った。
- ・子どもが周りから大切にされて、社会に参加できるようにすることは、とても大事なことだと思うので、この条例は必要だと思った。
- ・条例があり、すごくありがたいけれど、本当に支援できるか不安。
- ・具体的にどのような支援をするか知りたい。

#### 中学校

街が維持、発展していくためには、子どもを大切に安心して育てられる環境ができなければならないと思う。

行政、保護者、地域、企業、学校が子どもの育ちのために果たすべき役割を明示するこのような条例は、その環境を整えるために重要なものであり、それぞれが意識していくために必要であると考えます。

→ご意見として承ります。

→ご意見として承ります。